（電磁的記録媒体による手続）

第四十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。

［一～七　略］

別記様式第２号（第２条関係）

拾得物件預り書

□有権　□乗権　□失権　□無権

警察署		受理番号	
受理日時	年　月　日　午前・後　時　分	本署　交番・駐在所 取扱者氏名	
拾得日時 拾得場所	年　月　日　午前・後　時　分ころ にて拾得		
拾得者住所・氏名	住所 ふりがな 氏　名	電話番号その他の連絡先	
施設占有者住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	

物件

現金　億 千 百 十 万 千 百 十 円　内訳

1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨 枚
100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨 枚

現金のみ

物品

種類	特徴等（形状・模様・品質等）	点数

あなたは提出された物件に関する［□一切の権利を放棄しました。／□費用を請求する権利を放棄しました。／□報労金を受ける権利を放棄しました。／□所有権を取得する権利を放棄しました。／□権利を放棄していません。］

あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに［□同意しました。／□同意していません。］

あなたは、［□上記物件に関する権利放棄、□氏名等告知の同意］について、後で考えて決めることとしました。

上記の物件を預かりました。

年　月　日

殿

警察署長　印

拾得者の物件引取期間　年　月　日から　年　月　日まで

□　あなたが提出された物件のうち、（　　）は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。

受領確認	上記の物件を受領しました。	年　月　日
	住所又は所在地	
	電話番号その他の連絡先	氏名又は名称
備考		

注　この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考　１　□印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

（電磁的記録媒体による手続）

第四十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～七　同上］

別記様式第２号（第２条関係）

拾得物件預り書

□有権　□乗権　□失権　□無権

警察署		受理番号	
受理日時	年　月　日　午前・後　時　分	本署　交番・駐在所 取扱者氏名	
拾得日時 拾得場所	年　月　日　午前・後　時　分ころ にて拾得		
拾得者住所・氏名	住所 ふりがな 氏　名	電話番号その他の連絡先	
施設占有者住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	

物件

現金　億 千 百 十 万 千 百 十 円　内訳

1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨 枚
100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨 枚

現金のみ

物品

種類	特徴等（形状・模様・品質等）	点数

あなたは提出された物件に関する［□一切の権利を放棄しました。／□費用を請求する権利を放棄しました。／□報労金を受ける権利を放棄しました。／□所有権を取得する権利を放棄しました。／□権利を放棄していません。］

あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに［□同意しました。／□同意していません。］

あなたは、［□上記物件に関する権利放棄、□氏名等告知の同意］について、後で考えて決めることとしました。

上記の物件を預かりました。

年　月　日

殿

警察署長　印

拾得者の物件引取期間　年　月　日から　年　月　日まで

□　あなたが提出された物件のうち、（　　）は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。

受領確認	上記の物件を受領しました。	年　月　日
	住所又は所在地	
	電話番号その他の連絡先	氏名又は名称
備考		

注　この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考　１　□印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。